



第一部 日韓全面会談の開催とその決裂

一 日韓予備会談の開催提案

(一) 一九五一年八月、一月後を予定されていた対日平和条約のサン・

フランシスコにおける調印を前にして、連合軍総司令部は日本

政府に対して(a)在日朝鮮人の法的地位(b)日韓両国間の諸懸案解

決のための交渉の基礎となるべき議題の作成と交渉方法の検討

の二点について米国のあつ旋の下にわが国と会談したいという

韓国側の意向を伝達してきた。

(二) 右予備会談は本来対日平和条約の効力発生後に行われるべき筈

のものであつたが、わが国としては(a)一九五〇年夏勃発した朝

鮮動乱が膠着状態に陥り早急には朝鮮統一問題の解決の見込な

きものと観測されたこと。(b)国連が朝鮮における唯一かつ合法

の政府として認め、かつ、自由陣営の大多数の国家によつて承認された韓国政府をわが国としても朝鮮の正統政府として認めこれと基本的な外交関係を樹立することは国連協力のわが基本方針に合致し、更にわが国の安全保障上からも望ましいこと。

(c) 終戦後帰国しなかつた在日朝鮮人約六十万人が、

これら在日朝鮮人の法的

地位を明確化し、その取扱の基本を定めることが当面緊急と認められたこと等の理由から、右米國政府のあつ旋を容れ、韓國政府の要請に應えて、特に平和条約の効力発生前の予備会谈開催に同意した次第であつた。

予備会谈開催をめぐる韓国側の意図

(一) 韓国側が、かねて対日平和条約の草案が米政府から内示されるや、同政府に対し連合国と同等の立場において対日講和会議に参加を許さるべきことを強く主張するとともに(a)平和条約中に在韓日本人財産の完全放棄に関する規定を設けること(b)マツカーサーラインを越えて日本漁船が操業することを制限する規定を設けること(c)竹島の韓国領有を認めること等を強く主張し日韓両国間に起り得べき諸条件の基本的解決を対日平和条約中に盛り込めんと試みた。これに対し米側は右の諸要求中韓国側の対日講和会議への参加要求を断念せしめるため、妥協として平和条約の第四条に新に(b)項を挿入して在韓日本財産に対する米軍政府の措置をわが方に認めさせることにより、韓国側の

反対を撤回せしめることに成功した経緯がある。又韓国側は右の成功をもつて満足せず講和条約発効とともに消滅すべき運命にあつたマツカーサーラインの存続中に右既成事実を背景として、李ラインに類似した日本漁船の出漁を制限することを内容とした措置を含む漁業協定の妥結を急いでおり、このためわが方が平和条約が発効し、マツカーサーラインの効力消滅後対等の立場に立つて交渉を行うことを防止せんとする明確な意図を有していたのである。

○右のとき事情の下において本件予備会談の難航はあらかじめ容易に予想されたところであつたので、わが方としては先ず平和条約の発効とともに両国間の国交が開かれるように話し合いをつめておくとともに差し追つて解決を要する在日朝鮮人の地位

の問題を片付けることに努力することとし爾余の条件については専ら韓国側の考え方なり主張を聴くことに止め平和条約発効の上で平等な立場での話し合いを行う素地をつくつてみこうといふ方針で本会談に臨んだ次第である。

予備会談の開催

(一) かくて一九五一年十月から予備会談開催の運びとなつたが、本会談において直ちに明らかになつたことは

(a) 韓国側の対日悪感情が意外に強く、当面の日韓会談は過去の一切の日韓関係を一掃清算するためのものであるとの考え方を持っていること (b) わが方が諸案件の具体的討議を平和条約の発効後に行わんとしていた態度は、韓国側をいたく焦慮せしめ恰かもわが方が時を稼ぐために遷延策を講じているとの印象を持つたこと以上の二点である。

(二) 本件予備会談の結果、一九五二年二月から東京において (a) 基本関係樹立問題 (b) 財産及び請求権問題 (c) 漁業問題 (d) 在日朝鮮人の国籍処遇問題 (e) 船舶問題の五つを

議題として本会談を開催することに合意を見たが、前記の韓
國側の対日悪感情にかんがみ本会談の難~~難~~は充分に予想される
ところであつた。

四 日韓会談の開催と決裂

(一) 第一次日韓会談は予備会談の申合せに基き、一九五二年二月中旬より四月末にわたつて開かれたが、遂に平和条約の発効までに妥結を見ず、中絶となつた。ついで翌一九五三年四月中旬より七月末までの第二次会談も進展せず、同年十月六日からの第三次会談は、いわゆる久保田発言を契機として決裂した。

(二) これらの会談において韓国側は、解放国家たる韓国が、戦勝国たる連合国に等しき立場にありとなす態度と三十六年間にわたる不愉快なる搾取的植民政治の結果の清算という考え方とで一貫していた。

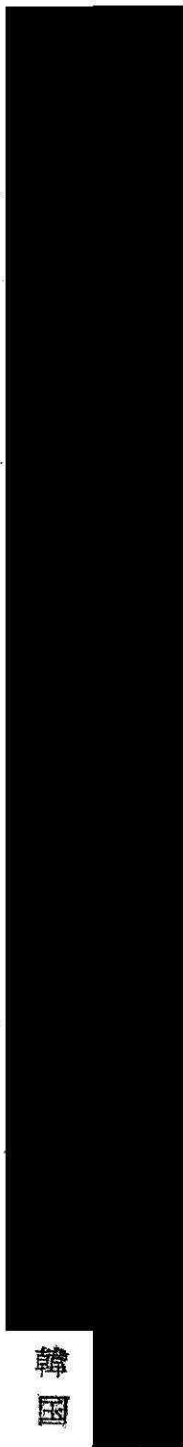
これはわが方が外交関係樹立問題に最も力を注ぎ、他の懸案の妥結が延引する場合にも基本条約のみは早期に成立させて、

韓国との正式国交を開くという方針であつたのと正面から対立した。すなわち、韓国側は、この基本条約に平和条約的性格を保持すべきだと主張し、韓国は日本を独立の主権国として承認するとの規定を入れようとまでいい出したこともあるほか、日本が旧大韓帝国との間に締結した凡ての条約、協定は無効である旨の条項を挿入すべきだと要求をあく迄まげようとしなかつた。この旧条約の無効論についてわが方は、過去の事実を遡つてをかつたものとするとはできず、韓国側の主張は理に合わないとの立場を堅持した。

(三) 韓国側の対日態度が最も露骨に示されたのは請求権問題においてであつた。本問題について韓国は連合国に等しく賠償に近いものを請求しうるとの理由をつけるとともに、平和条約第四条(b)項にいう在鮮米軍政府の発した法令第三十三号は日本人財産に対して没収的効果ありとし、カイロ宣言等を援用して不法な朝鮮領有の上に築かれた日本財産はすべて非合法的性格を帯び、全般的に没収されるべきだと主張した。これが第一次会談を中絶させる原因であつた。わが方はこれに対し、自衛的を見地から、前記具体的方策のラインに従い、平和条約第四条(b)項の規定にかかわらず在韓日本財産に対する請求権は消滅せずとの主張で応酬し、先方の出方をまつた。しかし、わが方のこの反論は、韓国側にとつては正に青天のへきれきであつたものごと

く、日本側に対韓請求権ありと口にするにとすらタブーなりとし、本件の具体的討議を進めようというわが提案に耳を籍そうともしなかつたのである。

第一次会談の中絶直後、米國務省から本問題について韓国側の主張を支持することがごとき解釈が下されたので、韓国側の主張は一層強いのとなり、あまつさえ、日本側が会談の席上韓国全財産の八五%の返還を要求したというように全く根拠のないことを主張し、日本の脅威を宣伝する材料に使うに至った。第二次会談においても韓国側の態度には変わりがなく、わが方としては第三次会談において請求権の相互放棄を示唆し、互譲の精神に立つて実際の解決をはかろうとしたが、韓国側がわが方請求権の一方的撤回を執拗に要求したところから論議が紛糾し、いわゆる久保田発言なるものが誘発されることになった。



韓国

側はあくまでわが方に対韓請求権なしという原則論を固執し、相互放棄のラインに歩寄ろうとしなかつたのである。

(四) 漁業問題については、韓国側はマッカーサー・ラインの撤廃を見越し、すでに一九五二年一月十八日、大統領の宣言をもつていわゆる「李承晩ライン」をそれに代えて一方的に設定し、これを既成事実として会談に臨んできた。

従つて、それを基調としたような韓国側の漁業条約案は、公海自由の原則に立ち、平等の立場で科学的な根拠を有する必要な共同規制措置をとろうとするわが方の協定案とは根本的対立を示し、双方の主張は並行したままに終つた。その後同年九月に国連軍防衛海域が設定せられるや、韓国側はあたかも李ラインの正当性がこれによつて裏付けされたかのごとくに宣伝し、わが方漁船に不法行為を加えるに至つた。第二次会談においても、韓国側の漁業管轄権の主張には少しも変りがなかつたが、

わが方が進んで日韓間の特殊事情にかんがみ、特別に考慮を払うべき事項として、底曳網漁業の暫定的禁止区域を設定すること及び所要の漁業調整措置をとること等を提案したところ、先方はこれにかなりの関心を示すようになった。

しかるに、韓国側は一九五三年八月国連軍防衛海域の実施が停止されたのにいたく刺戟され、実力による李ラインの強制措置をとりはじめ、本邦漁船の一斉拿捕を敢えてした。ために日韓関係はとみに険悪化し、国内には武装出漁、報復措置の実施等を求める強硬論も抬頭したが、わが方としてはあくまで話し合いにより事態の正常化をはかるべく、これを会談に持込むこととした。韓国側ではわが方が事の緊急性にかんがみ漁業だけを切離した会談の開催を提唱したにもかかわらず、他の案件を有

利に解決することを狙つて日韓会談の全面的再開を要求したのみならず、会談の開催中にも不法拿捕を継続するという脅迫的態度をとつた。しかし、わが方は漁業問題の解決を促進する見地から、底曳網漁業及び浮魚漁業の双方について操業禁止区域その他の制現措置を暫定的に実施することを含んだ極めて先方の意を迎えた具体案を用意し、これを提示することにより韓国側の率ラインに固執する態度をひるがえさせようとしていたが遺憾ながら韓国側は久保田発言に藉口して会談を決裂に導き、この案を示す機会に至らないままに終つた。

(五) 在日朝鮮人の国籍処遇問題については、国籍に関する限り当初より双方の間に意見の対立はなく、在日朝鮮人はすべて韓国籍を取得することに合意をみていたのであるが、韓国側は処遇問題が意の如く進まざるに及んで、これを有利に解決せんがため、従来の態度を翻し、協定成立までは韓国籍は未確定であると主張するに至り、新たな問題を提起した。ちなみに、韓国側は第一次会談決裂の直後たる一九五二年五月、それまでは何らの異議なく引取つていた終戦前よりの日本在留者で、刑事犯罪を犯した退去強制者の引取を拒否するに至つたが、右は国籍未確定を理由とするものであつた。

国内には時として在日朝鮮人の追放等これを抑圧する措置の必要を唱える論議が生ずることもあつたが、わが方は在日朝鮮

人の本邦渡来の事情や彼らが多年日本人として安穩に生活を営んできたものであることにかんがみ、平和条約の発効によつて一挙に普通一般の外国人として扱われ、善良なる分子が不便、不利益を受けることにならないよう配慮することとし、日韓協定の不成立にもかかわらず、彼らにすべて従前どおりの在留を認めただけか、出入国管理令の定める退去強制事由のうち貧困者、病人等の同情すべきものについては實際に退去強制を行わず、また、刑事犯罪者についても事情の許す限り特別に在留を許可し、さらに、生活保護をも引続き与えてきた。しかし、かくのごとき好意的な処遇も充分認識せず、韓国側は国籍未確定云々なる形式的議論で送還在日朝鮮人の引取りという当然の義務を懈怠し、日韓間に最も遺憾なる紛議を惹起した。

(六) 船舶問題については、韓国側は当初総司令部指令や在鮮米軍政府法令三十三号を盾にとつて多数の船舶を返還するようわが方に迫り、船舶の置籍、軍政命令と船舶との関係等をめぐる法律論の応酬が行われたが、わが方は大局的見地より解決をはかる趣旨から、かかる法律的見解にかかわらず韓国経済、特に海運関係の復興発展に資するとの名目で一定数の代船を提供すべきことを提案した。しかし、韓国側は問題はそれにより取得できる船舶の数量にありとの態度を露骨に示し、その数量引上げを狙つてわが方をしきりに牽制した。

(出)以上のごとく、韓国側の諸懸案に対する態度には極めて柔軟性が乏しく、幅に欠けるものがあつた。加うるに、それは財産請求権問題を中心として一括討議、同時解決のラインで終始一貫していた。かかる“all or nothing”の“give and take”を認めない態度が事の進捗に資するものでないことについては、つとにわが方から先方の反省を求めるところがあつたが、効果はなかつた。かくて、わが方が韓国側の対日請求権の内容を不確定をまましておいて在韓財産に対する請求権を全的に放棄することを事前に約束し得ない事情にある限り、その他の部分的な譲歩、妥協を行つても、それは到底先方を満足せしめ得ないことになるわけである。わが方が会談の妥結を促進する見地から前述のとおり次々に個々の譲歩を試みても、それは結局いわゆるジリ貧

の状態を招来するだけであつた。これでは話合の素地が欠けて
いるというほかに、会谈失敗の原因は全くここに帰せられ
るべきものと思料された。

三 全面会談決裂後の日韓関係

(一) 一九五三年十月いわゆる久保田発言を契機として第三次日韓会談が決裂するや、わが国は前述のような交渉の経緯にかんがみ、
両国間のみの直接の話し合いによる問題の解決は極めて困難である
と認めると至つたので、日韓国交の樹立をあくまでもその
対韓政策の基調とする方針の下に米国の斡旋を依頼して事態の
打開をはかることにした。

米国はわが国と韓国とを共に援助し、両国がひとしく自由陣
営に属する国家として相提携し、東北アジアにおける平和と安
全に寄与する関係を結ぶことを期待する立場にあつたのであり、
既にサン・フランシスコ平和条約の発効前に日韓会談の開催を
斡旋したのも、かかる見地からであり、日韓会談が決裂に終つ

たことは米國としても甚だ遺憾とするところであつた。

(二) しかしながら米國政府の斡旋にも拘らず、韓國側は日韓会谈再開の前提として(a)わが方が久保田発言を撤回すること(b)在韓財産に対する請求権を全面的に放棄することを事前に声明することを要求する態度を枉げず、一切の妥協に応ぜず日韓関係好転の機運は遠のかざるを得なかつた。

抑々、日韓問題における米國の斡旋が容易に実を結ばなかつたのは、朝鮮動乱後の米韓關係に極めて微妙なものがあつたに加え、従来韓國側が意識的に日本を対米外交の具に供し、そこから米國に讓歩、妥協を余儀なからしめることに専念していたため、米國としても内心わが方の立場を合理的かつ公正なものと充分認めつつもはつきり軍配をあげることにより、韓國側の

自棄的行動を招来することをおそれざるを得ないという限界の
あつたことにもよる。

(三)なお、三次にわたる日韓会談が、いずれも日韓両国政府の財産請求権問題に関する見解の相違から、実を結ぶに至らなかつたことは、前述のとおりであるが、この点の調整を図るため一九五五年十一月に至り在京米大使館より、わが方に非公式なアプローチがありその際、「日韓間の財産請求権解決に関する対日平和条約第四条の解釈に関する米国の見解の表明案」が提示された。本案は一言にしていえば、日本の在韓財産に対する請求権は対日平和条約第四条(b)に基き無くなつてゐるが、同条(a)にいう日韓請求権処理のための特別取極におして、右の事実が勸案せらるべきという解釈であり、一般に請求権の相互放棄的な考え方を示唆してゐるものであるが、本解釈は第二部において、述べられてゐるとおり、抑留者の相互釈放と日韓間全面会談再

開に関する日韓間交渉を九分通り進捗せしめる大きな推進力となるとともに、最終段階に至つて韓国側が本解釈を受諾するや否やが日韓交渉の成否を決する重要なポイントとなつてゐる。